

NO

ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチで傷ついている人がいます。
民族や国籍を超えて、互いの人権を尊重しあう社会を目指して、
わたしたちは、ヘイトスピーチを許さない。



ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されています。

平成28年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

詳しくは

ヘイトスピーチ、許さない

検索



ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番  **0570-003-110**

福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会・福岡県・北九州市・福岡市